

唐津市子ども計画（仮称）策定支援業務 プロポーザル実施要領

第 1 業務概要

1-1. 業務の目的

本業務は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、国のこども大綱及び佐賀県のこども計画を勘案し、令和 11 年度を終期とした「唐津市こども計画（仮称）（以下、「本計画」という。）」を策定するものである。計画策定にあたっては、こども基本法及びこども大綱の趣旨から、こどもや若者の意見を反映するため、アンケート調査を行うほか、こども・若者が集まって話し合う場を設定し、こども・若者の意見を直接聴取して計画に反映する。

「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」を内容に応じ適宜参照した計画となり、上位計画である唐津市総合計画や、地域福祉計画・地域福祉活動計画、また佐賀県こども計画等の関連する計画との整合性を図りつつ、本市の実情に即した実効性の高い計画を作成することを目的とする。

1-2. 業務の名称

唐津市こども計画（仮称）策定支援業務

1-3. 業務の内容

別紙「唐津市こども計画（仮称）策定支援業務仕様書」のとおり

1-4. 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

1-5. 履行場所

唐津市内

1-6. 提案上限額

7,447,900 円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）

上記の金額は、プロポーザルのために設定した上限金額であり、契約に係る予定価格を示すものではない。また、見積価格は提案上限額を超えないものとする。

1-7. スケジュール

令和 7 年 5 月 19 日（月）	募集要項の公告
令和 7 年 6 月 4 日（水）	参加意思表明書の提出期限
令和 7 年 6 月 11 日（水）	企画提案書の提出期限
令和 7 年 6 月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和 5 年 7 月上旬	審査結果通知

1-8. 契約方法及び選定方法

契約方法は随意契約とする。

契約の相手方の選定は、公募により企画提案を募集し、書面審査及びプレゼンテーション審査を経て優秀な提案者 1 者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル）による。

第2 応募要件

2-1. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 令和7年度における唐津市建設工事等入札参加資格者名簿（役務・保守点検、警備・清掃業務等）に登載されている者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しない者であること
- (3) 次の申立てがなされていない者であること
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (4) 企画提案書の提出期限までの間、唐津市から指名停止等の措置を受けている者でないこと
- (5) 次に該当しない者であること
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 九州管内に本店・支店又は営業所等を有していること
- (7) 県内にて過去10年間に、こども基本法に基づく、地方公共団体におけるこども計画、または子ども・子育て支援法に基づく、地方公共団体における子ども・子育て支援事業計画の策定業務を元請けとして履行した実績を1件以上有していること

2-2. 複数提案参加の禁止

提案参加者1者につき1つの提案とし、複数の提案は認めない。

2-3. 他の提案参加者の構成員となることの禁止

既に提案に参加している者又は提案参加者の構成員となっている者が、他の提案参加者の構成員になることはできないものとする。

第3 応募手続き

3-1. 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、以下の方法により申込み、参加資格を満たしているか確認を受けること。

- (1) 受付期限 令和7年6月4日（水）午後5時（必着）
- (2) 申込方法 以下に記載の必要書類各1部を下記提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。
持参の場合は、市役所執務時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午

前 9 時から午後 5 時まで) に提出すること。

- (3) 提出書類 ①参加意思表明書 (様式 1)
 ②法人概要書 (様式 2)
 ③業務実績調書 (様式 3)
 ④業務体制表 (様式 4)
- (4) 提 出 先 唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課 (本庁舎 1 階)

3-2. 問い合わせ (質問等)

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 受付期限 令和 7 年 6 月 4 日 (水) 午後 5 時 (必着)
- (2) 質問方法 質問書 (様式 5) に記入の上、電子メールにて送信すること。
 なお、件名は「(質問) 唐津市こども計画 (仮称) 策定支援業務に係
 る企画提案について (事業者名・提出日)」とすること。
- (3) 回答方法 提出された質問への回答をとりまとめ、全ての参加事業者に対して、
 令和 7 年 6 月 6 日 (金) 頃までに電子メールで送付する。
- (4) 提 出 先 E-mail: kodomo-katei@city.karatsu.lg.jp
 (唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課)

3-3. 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加意思表明書を提出した者は、次により企画提案書等を提出すること。

- (1) 受付期限 令和 7 年 6 月 11 日 (水) 午後 5 時 (必着)
- (2) 申込方法 以下に記載の必要書類を下記提出先へ直接持参又は郵送 (簡易書留と
 し、締切日必着とすること) により提出すること。
 持参の場合は、市役所執務時間内 (土曜日、日曜日及び祝日を除く午
 前 9 時から午後 5 時まで) に提出すること。
- (3) 提出書類 ①企画提案書 (様式 6) 及び企画提案書別紙 (任意様式)
 ・後段の「4-2 評価基準」で評価することを念頭に置き、仕様書を
 参考に作成すること。計画策定に向けた基本的な考え方、若者の実
 態を的確に捉え、支援を進めるために必要な調査分析と課題の抽出
 方法、計画の構成案、検討組織の運営支援方法、各種業務の実施方
 法、企画提案等、必要な事項を具体的に記載すること。
 ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述
 すること。
 ・その他 PR 及び独自提案がある場合は、添付可能とする。
 ・審査の際、専門知識のない者も理解できるよう、可能な限り平易な
 表現で分かりやすい記載内容とすること。専門用語を使用する際
 は、脚注をつけるなどすること。
 ②業務工程表 (任意様式)
 ・実施スケジュールと役割分担がわかるように提案すること。
 ③見積書及び積算内訳書 (任意様式)
 ・見積書には、人件費、間接経費など、見積金額の積算根拠がわかる
 内訳書を添付すること。
 ・本見積書の金額をもって契約金額とするものではない。
- (4) 作成上の留意点 ①規格は原則として A4 判、両面印刷、用紙の縦横は問わず、横書き

- とすること。ただし、図表等の補足資料については、必要に応じて折り込みA3判も可とする。
- ②文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。
- ③文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ④企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ⑤企画提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。
- (5) 提出部数 正本1部、副本10部
※正本は押印のある原本とし、副本は正本の写しとする。
- (6) 提出先 唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課（本庁舎1階）

3-4. 参加辞退届の提出

参加意思表明書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する者は、参加辞退届を次により提出すること。

- (1) 提出書類 参加辞退届（様式7）
- (2) 提出期限 令和7年6月11日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。
- (4) 提出先 唐津市役所 福祉こども部 こども家庭課（本庁舎1階）

3-5. 審査・選考の実施通知

参加資格の確認を実施した結果、2-1.参加資格を満たし、かつ提出書類の形式、提出方法、提出先、提出期限の全てが適合する企画提案者に対して、令和7年6月13日（金）に電子メールにて審査・選考の日程及び場所等を通知し、参加を依頼する。

なお、審査・選考に参加できないことについての異議申立ては、一切受け付けない。

第4 審査・選考

4-1 審査・選定方法

- (1) 本市職員及び第三者からなる審査委員会が、提出された企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行う。
- (2) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下段の評価基準に基づいて評価し、最優秀者及び優秀者を選定する。最優秀者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）とする。
- なお、最高得点の者が複数となった場合には、審査会の合議により順位を決定し、最優秀者及び優秀者を選定する。
- (3) 参加する企画提案者が1者の場合でも審査を実施し、最低基準点（各委員の審査の合計得点が満点の6割）を超えた場合は契約候補者として選定する。
- (4) 審査日時・場所
令和7年6月23日（月）～6月27日（金）の期間に、唐津市役所本庁舎内にて開催する。
- (5) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングの時間
・プレゼンテーション（企画提案） 15分以内
・ヒアリング（質疑応答） 10分以内
- (6) 審査結果の通知及び公表
審査結果は、令和7年7月上旬に応募者に文書で通知する。なお、審査結果（決定事業者及びその提案概要、応募状況（応募者数）等）については、唐津市のホー

ムページへの掲載を予定している（結果に関する電話等での問合せには対応しない。）。なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(7) その他

プレゼンテーションで利用できる資料は、提出された企画提案書別紙、業務工程表及び見積書のみとする。パソコンを使用してスライド等を投影する場合は、上に掲げる資料の内容に沿ったものにする。

審査時における追加資料等の提出、提示及び提案書にない提案を新たに盛り込んで説明を行うことは認めない。

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う受託候補者を選定するためのものであり業務遂行能力、業務実施方針などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるものではないことに留意すること。

4-2. 評価基準

審査項目	評価項目
支援体制	① 業務実績
	② 業務体制・事業所体制・従業員の実務経験
業務工程	③ 実施スケジュールや役割分担
提案内容	④ 本業務の理解度
	⑤ 国の指針や動向の把握と整合性
	⑥ 有効な手段での基礎調査・分析方法の提案
	⑦ 有識者会議等における支援の方法及び独自性
	⑧ 計画の作成方法及び進行管理の仕組みづくり
	⑨ 関連計画との整合性、一体となる計画の記載方法等についての有効な提案
	⑩ こども・若者の意見聴取に対する経験や理解度、支援の方法及び独自性
価額の評価	⑪ 見積内容からみた金額の妥当性
プレゼンテーション	⑫ 企画提案の理解のしやすさ、適確な説明
	⑬ ヒアリングに対する回答の適確性

第5 その他

5-1. 留意事項

(1) 契約に関する基本的事項

- ・契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容のすべてを承認するものではない。受託候補者決定後、企画提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様に反映し、再度見積合わせを行う。
- ・契約方法及び支払方法は、唐津市財務規則の規定による。
- ・受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、下段「(5) 失格事項」に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の

次点の者と順次交渉するものとする。

(2) 費用負担等

- ・応募書類の作成及び提出などの応募に関して必要な費用はすべて応募者の負担とする。

(3) 公正な執行

- ・応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には当該応募者を参加させないことがある。

(4) 公募の中止・延期

- ・公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 失格事項

- ・次のいずれかに該当する者は失格とする。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなった者
 - ②企画提案書の提出から契約締結までの間に、唐津市から指名停止等の措置を受けた者
 - ③提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が適合しない者
 - ④提出書類の作成形式及び記載事項が本実施要領に示された要件に適合しない者
 - ⑤プレゼンテーション等に出席しなかった者
 - ⑥参考見積書の金額が、提案限度額を超過した者
 - ⑦応募書類等に虚偽の記載をした者
 - ⑧提案書に署名又は押印のない者
 - ⑨誤字、脱字等により意思表示が不明確な者
 - ⑩2以上の応募を行った者
 - ⑪その他本実施要領に関する要件に違反した者

(6) 提出資料の取扱い

- ・提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じても、主催者はこの責を負わない。
- ・提出された書類は、提出期限後の改変はできないものとする。
- ・提出された応募書類は本事業に関する事業者の選定以外の目的には使用しない。なお、全ての提出書類等は返却しない。
- ・提出された企画提案書等の著作権は唐津市に帰属するものとする。

(7) 言語表記

- ・見積書、企画提案書その他プロポーザルにおいて使用する言語は、原則日本語表記とする。また、見積金額等は、日本国通貨による表示に限る。

5-2. 担当部署

〒847-8511 唐津市西城内1番1号 唐津市役所（本庁舎1階）

福祉こども部 こども家庭課 こども応援係 担当：夏井、出

E-MAIL：kodomo-katei@city.karatsu.lg.jp

TEL：0955-72-9151（直通）